

【変更後】

役員退職慰労金支給規則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本油化学会（以下本会という。）の役員の退職慰労金に
関し、必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第 2 条 この規則は、常勤の理事に適用する。

- 2 退職慰労金は、常勤の理事として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給する。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、会長は退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。
 - (1) 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理等をせず、本会の事業運営に重大な支障をきたした場合
 - (2) 退職に当たり、本会の社会的信用を傷つけ、又は在任中に知り得た本会の機密を漏らし、本会に損害を与えた場合
 - (3) 定款の規定に基づき、常勤の理事を解任された場合
 - (4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額又は不支給を適当と認めた場合

(支給基準)

第 3 条 退職慰労金は、役位にかかわらず次の計算方法により算出した額とする。

$$\text{最終報酬月額} \times 20/100 \times \text{在職月数}$$

- 2 使用人を兼務する常勤の理事の報酬月額とは、役員報酬規則第 3 条により、使用人としての報酬月額と役員（常勤の理事）としての報酬月額を合算した額とする。
- 3 使用人を兼務する常勤の理事の退職慰労金は、次の方法により算出した額とする。
 - (1) 退職時において、常勤の理事就任期間については、使用人を兼務する常勤の理事としての報酬月額を基準として上記の計算方法により算出した額を支給する。それ以外の期間については、職員退職金支給規則および嘱託・臨時嘱託規則により算出した額を算出し、加算して支給する。
 - (2) 常勤の理事就任期間において、使用人としての採用形態に変更があった場合、職員および嘱託・臨時嘱託としての報酬月額を基準として、それぞれの在職月数に応じて、上記の計算方法により算出した額を合算して支給する。

(特別功労金)

第 4 条 会長は、在職中特に功績顕著と認められる常勤の理事に対し、総会の決議を経て、前条により算出した退職慰労金を基準に、その 30%を超えない範囲内で特別功労金として別途支給することができる。

(在職期間の計算)

第 5 条 常勤の理事の在職月数は、常勤の理事就任の月から退任又は死亡の月までとする。

- 2 在職月数は、1 月単位とし、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月と計算するものとする。

(退職慰労金の支払)

第 6 条 本規則による退職慰労金及び特別功労金は、完全に引き継ぎ事務が終了後に支払うものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規則の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成 30 年 4 月 23 日 総会決議